

別 冊

平成26年11月定例会

議 案 説 明 資 料

予 算 に 関 す る 説 明 書

(職員の給与に関する条例等の一部改正について等)

総 務 部

平成26年11月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第22号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	1
第23号	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等 の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	46

条 例 名 等	職員の給与に関する条例等の一部改正について
提 出 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、及び獣医師の人材確保を図るため、給料表の改定等の所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 全給料表の給料月額を改める。</p> <p>イ 初任給調整手当について、国に準じた改正のほか、獣医師の支給月額の上限の引上げ等を行う。</p> <p>(ア) 医師及び歯科医師の上限額 412,200円(現行 410,900円)</p> <p>(イ) 獣医師の上限額 45,000円(現行 30,000円)</p> <p>ウ 期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げる。</p> <p>エ 地域手当の支給割合等について、国に準じた改正を行う。</p> <p>オ 単身赴任手当の月額を引き上げる。</p> <p>カ 管理職員特別勤務手当の支給対象に、平日深夜の勤務を加える。</p> <p>キ 行政職給料表6級相当以上の55歳を超える職員の給料等の減額支給措置を廃止する。</p> <p>(2) 次に掲げる条例について、職員の給与に関する条例の改正に準じた改正を行う。</p> <p>ア 任期付研究員の採用等に関する条例</p> <p>イ 任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>ウ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>エ 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は平成27年4月1日とする。ただし、2(1)ウの事項等は、平成26年12月1日から適用する。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の113、12月に支給する場合には<u>100分の137</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の93、12月に支給する場合には<u>100分の117</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の61、12月に支給する場合には<u>100分の73.5</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の51、12月に支給する場合には<u>100分の63.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ</p>	略	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の113、12月に支給する場合には<u>100分の132</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の93、12月に支給する場合には<u>100分の112</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の61、12月に支給する場合には<u>100分の71</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の51、12月に支給する場合には<u>100分の61</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ</p>	略
略			
略			

<p>の基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第7号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の77.5（特定幹部職員にあっては、<u>100分の97.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には<u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>の基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第7号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の72.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の92.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	---

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>9年以内</u>、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの <u>月額41万2,200円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの <u>月額5万300円</u></p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの <u>月額4万5,000円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>6年以内</u>、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの <u>月額41万900円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの <u>月額5万円</u></p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの <u>月額3万円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

(地域手当)

第9条の2 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

3 略

第9条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第10条の2 略

2 単身赴任手当の月額は、3万円(人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。

3・4 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の3 第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(地域手当)

第9条の2 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の10
- (5) 5級地 100分の6
- (6) 6級地 100分の3

3 略

第9条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第10条の2 略

2 単身赴任手当の月額は、2万3,000円(人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、4万5,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。

3・4 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の3 第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 略

(期末手当)

第16条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第16条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第12条の2第1項第6号の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の115.5、12月に支給する場合においては100分の134.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の95.5、12月に支給する場合においては100分の114.5を乗じ

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 略

(期末手当)

第16条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の6まで及び附則第10項第6号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第16条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第12条の2第1項第6号の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の113、12月に支給する場合においては100分の137を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の93、12月に支給する場合においては100分の117を乗じて得

て得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

- 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の62、12月に支給する場合には100分の72.5を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の52、12月に支給する場合には100分の62.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

6 略

た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

- 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の61、12月に支給する場合には100分の73.5を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の51、12月に支給する場合には100分の63.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第10項第6号において同じ。)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合(附則第10項第6号及び第7号において「加算割合」という。)を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(附則第10項第6号及び第7号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合(附則第10項第6号及び第7号において「管理加算割合」という。)を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第16条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第12条の2第1項第6号の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）、12月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第10項第7号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第12条の2第1項第6号の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第7号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第9項から第13項までを削る。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職	1	円 137,600	円 187,700	円 223,900	円 258,300	円 285,000	円 315,800	円 360,100	円 405,800	円 456,100
	2	円 138,700	円 189,500	円 225,500	円 260,400	円 287,200	円 318,000	円 362,700	円 408,200	円 459,200

員

3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700		
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400		
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100		
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900		
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		

48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000		
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300		
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500		
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700		
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		

93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700					
94		292,500	340,300							
95		292,900	340,800							
96		293,300	341,200							
97		293,500	341,300							
98		293,800	341,800							
99		294,200	342,200							
100		294,600	342,500							
101		294,800	342,800							
102		295,100	343,200							
103		295,500	343,600							
104		295,800	344,000							
105		296,000	344,500							
106		296,300	344,900							
107		296,700	345,300							
108		297,000	345,700							
109		297,200	346,200							
110		297,600	346,600							
111		298,000	346,900							
112		298,300	347,200							
113		298,400	347,700							
114		298,700	348,100							
115		299,000	348,500							
116		299,400	348,800							
117		299,600	349,200							
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125		301,900								
再任用 職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円	円	円	円

職員以 外の職 員	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	
	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	

46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500
47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000
48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500
49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000
50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300
51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600
52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000
53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400
54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600
55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900
56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100
57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500
58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	
59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	
60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	
61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	
62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900	
63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200	
64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500	
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800	
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100	
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400	
68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700	
69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900	
70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200	
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500	
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800	
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000	
74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300	
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600	
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900	
77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100	
78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400	
79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700	
80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000	
81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200	
82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100		
83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400		
84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600		
85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800		
86	289,000	310,400	337,200	377,500		421,100		
87	290,200	311,800	338,700	378,000		421,400		
88	291,400	313,300	340,200	378,600		421,600		
89	292,500	314,800	341,500	379,200		421,800		
90	293,700	316,300	342,700	379,800		422,100		

91	294, 800	317, 700	344, 000	380, 400	422, 400
92	296, 000	319, 200	345, 300	381, 000	422, 600
93	296, 800	320, 500	346, 700	381, 300	422, 800
94	298, 100	321, 800	348, 200	381, 800	
95	299, 300	323, 200	349, 700	382, 400	
96	300, 600	324, 500	351, 200	382, 900	
97	301, 700	325, 700	352, 500	383, 300	
98	302, 900	327, 000	353, 700	383, 700	
99	304, 100	328, 300	354, 800	384, 300	
100	305, 300	329, 600	356, 000	384, 800	
101	306, 500	331, 000	357, 100	385, 200	
102	307, 500	331, 900	358, 200	385, 700	
103	308, 600	333, 100	359, 300	386, 300	
104	309, 600	334, 300	360, 500	386, 800	
105	310, 400	335, 400	361, 700	387, 100	
106	311, 000	336, 500	362, 200	387, 500	
107	311, 600	337, 500	362, 800	388, 000	
108	312, 300	338, 600	363, 400	388, 300	
109	312, 800	339, 800	364, 000	388, 600	
110	313, 300	340, 800	364, 500	389, 100	
111	313, 900	341, 800	365, 000	389, 600	
112	314, 500	342, 700	365, 500	390, 100	
113	315, 300	343, 600	365, 900	390, 400	
114	316, 000	344, 500	366, 300	390, 900	
115	316, 700	345, 500	366, 900	391, 400	
116	317, 400	346, 500	367, 400	391, 900	
117	318, 000	347, 500	367, 800	392, 200	
118	318, 800	348, 000	368, 300	392, 700	
119	319, 500	348, 600	368, 900	393, 200	
120	320, 300	349, 200	369, 400	393, 700	
121	320, 900	349, 500	369, 500	394, 100	
122	321, 200	349, 900	370, 100	394, 600	
123	321, 700	350, 400	370, 600	395, 000	
124	322, 200	350, 800	371, 000	395, 500	
125	322, 500	351, 200	371, 500	395, 900	
126		351, 600	372, 000		
127		352, 100	372, 500		
128		352, 500	373, 000		
129		352, 900	373, 300		
130		353, 300	373, 800		
131		353, 700	374, 300		
132		354, 100	374, 800		
133		354, 300	375, 100		
134		354, 800	375, 600		
135		355, 200	376, 000		

	136		355,500	376,400						
	137		355,800	376,700						
	138		356,200	377,200						
	139		356,700	377,700						
	140		357,200	378,200						
	141		357,500	378,500						
	142		358,000	379,000						
	143		358,500	379,500						
	144		359,000	380,000						
	145		359,300	380,300						
再任用 職員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考

- この表は、警察官に適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600

24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
38	220,100	276,000	342,800	398,000	471,700
39	221,900	278,100	345,000	399,400	472,400
40	223,700	280,200	347,100	400,800	473,100
41	225,400	282,200	349,200	402,500	473,700
42	227,100	284,800	351,300	403,900	474,400
43	228,700	287,200	353,300	405,200	475,100
44	230,300	289,700	355,400	406,700	475,800
45	232,000	291,900	357,400	408,300	476,400
46	233,400	294,500	359,500	409,600	477,100
47	234,800	297,000	361,500	411,100	477,800
48	236,200	299,700	363,500	412,700	478,500
49	237,700	302,100	365,300	414,400	479,100
50	239,200	304,500	367,100	415,800	
51	240,600	307,000	369,100	417,400	
52	242,100	309,400	371,100	418,900	
53	243,400	311,800	373,000	420,600	
54	244,700	314,000	374,800	422,100	
55	246,100	316,100	376,600	423,700	
56	247,500	318,300	378,300	425,300	
57	248,900	320,600	379,800	426,800	
58	250,000	322,700	381,400	428,300	
59	251,300	324,900	383,100	429,500	
60	252,600	326,900	384,800	430,700	
61	253,900	329,100	386,000	431,900	
62	255,400	331,200	387,400	433,200	
63	256,800	333,400	388,800	434,500	
64	258,100	335,600	390,100	435,700	
65	259,500	337,500	391,500	436,900	
66	261,100	339,700	392,700	438,100	
67	262,700	341,800	394,100	439,300	
68	264,400	344,000	395,500	440,500	

69	265,900	346,000	396,800	441,700
70	267,300	348,000	398,100	442,900
71	268,800	350,100	399,500	444,100
72	270,300	352,100	400,800	445,300
73	271,400	353,900	402,100	446,400
74	272,800	355,800	403,500	447,000
75	274,200	357,700	404,900	447,500
76	275,500	359,600	406,200	448,000
77	276,900	361,500	407,400	448,500
78	278,100	363,200	408,600	449,100
79	279,300	364,900	409,900	449,600
80	280,500	366,500	411,300	450,100
81	281,700	368,000	412,600	450,600
82	282,900	369,500	413,800	451,200
83	284,100	371,000	414,800	451,700
84	285,300	372,400	416,000	452,200
85	286,500	373,500	417,200	452,700
86	287,600	374,900	418,400	453,300
87	288,800	376,300	419,600	453,800
88	290,000	377,600	420,600	454,300
89	291,200	378,900	421,700	454,800
90	292,300	380,200	422,700	
91	293,500	381,400	423,700	
92	294,700	382,700	424,700	
93	295,500	384,000	425,600	
94	296,500	385,100	426,400	
95	297,700	386,400	427,200	
96	298,900	387,600	428,000	
97	299,900	389,000	428,800	
98	301,000	390,000	429,200	
99	302,000	391,100	429,600	
100	303,100	392,100	430,000	
101	304,000	393,000	430,400	
102	305,100	394,000	430,700	
103	306,200	395,100	431,000	
104	307,200	396,200	431,300	
105	307,800	396,900	431,600	
106	308,700	397,800	431,900	
107	309,500	398,700	432,200	
108	310,300	399,600	432,400	
109	311,200	400,400	432,600	
110	311,600	401,300		
111	312,000	402,100		
112	312,500	402,900		
113	313,100	403,500		

114	313,500	404,200			
115	314,000	404,900			
116	314,500	405,600			
117	315,100	406,200			
118	315,600	406,700			
119	316,000	407,100			
120	316,500	407,500			
121	317,000	407,900			
122	317,400	408,200			
123	317,900	408,500			
124	318,400	408,700			
125	319,000	408,900			
126	319,300	409,200			
127	319,600	409,500			
128	319,900	409,700			
129	320,100	409,900			
130	320,400	410,200			
131	320,700	410,500			
132	321,000	410,700			
133	321,200	410,900			
134	321,400	411,200			
135	321,600	411,500			
136	321,900	411,700			
137	322,200	411,900			
138	322,400				
139	322,700				
140	323,000				
141	323,200				
142	323,400				
143	323,700				
144	323,900				
145	324,200				
146	324,400				
147	324,700				
148	325,000				
149	325,200				
150	325,400				
151	325,700				
152	326,000				
153	326,200				
再任用職員	231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900

38	219, 400	247, 900	342, 200	366, 900	447, 400
39	221, 100	250, 400	344, 200	368, 500	447, 900
40	222, 800	252, 900	346, 100	370, 100	448, 400
41	224, 400	255, 600	348, 000	371, 400	448, 900
42	226, 100	258, 000	349, 800	372, 800	449, 400
43	227, 700	260, 300	351, 600	374, 300	449, 900
44	229, 300	262, 600	353, 300	375, 800	450, 400
45	231, 000	264, 900	355, 100	377, 300	450, 900
46	232, 500	267, 200	356, 800	378, 900	451, 400
47	234, 000	269, 400	358, 400	380, 500	451, 900
48	235, 400	271, 600	360, 000	382, 000	452, 400
49	237, 000	274, 000	361, 400	383, 400	452, 900
50	238, 400	276, 000	362, 900	384, 900	
51	240, 000	278, 100	364, 600	386, 400	
52	241, 200	280, 200	366, 200	387, 800	
53	242, 500	282, 200	367, 700	389, 000	
54	244, 000	284, 800	369, 200	390, 300	
55	245, 300	287, 200	370, 700	391, 400	
56	246, 600	289, 700	372, 200	392, 500	
57	248, 000	291, 900	373, 700	394, 000	
58	249, 200	294, 500	375, 100	395, 200	
59	250, 400	297, 000	376, 500	396, 400	
60	251, 700	299, 700	377, 800	397, 700	
61	253, 100	302, 100	378, 700	398, 900	
62	254, 500	304, 500	379, 900	399, 900	
63	255, 800	307, 000	381, 100	401, 300	
64	256, 800	309, 400	382, 200	402, 600	
65	257, 800	311, 800	383, 200	403, 800	
66	259, 300	314, 000	384, 400	404, 900	
67	260, 900	316, 100	385, 400	406, 100	
68	262, 400	318, 300	386, 500	407, 200	
69	264, 000	320, 600	387, 700	408, 200	
70	265, 500	322, 700	388, 700	409, 400	
71	267, 000	324, 900	389, 800	410, 600	
72	268, 500	326, 900	391, 000	411, 800	
73	269, 700	329, 100	392, 000	412, 400	
74	270, 900	331, 200	393, 100	413, 200	
75	272, 200	333, 400	394, 200	413, 900	
76	273, 500	335, 600	395, 300	414, 400	
77	274, 900	337, 400	396, 200	414, 700	
78	276, 000	339, 300	397, 100	415, 100	
79	277, 200	341, 200	398, 100	415, 500	
80	278, 400	343, 000	399, 100	415, 900	
81	279, 700	344, 800	399, 900	416, 200	
82	280, 700	346, 600	400, 700	416, 600	

83	281,900	348,300	401,400	417,000
84	283,100	350,100	402,200	417,300
85	284,100	351,500	402,900	417,600
86	285,000	353,100	403,700	418,000
87	286,000	354,800	404,400	418,400
88	287,000	356,300	405,100	418,700
89	288,100	357,700	405,700	419,000
90	289,000	359,000	406,400	419,300
91	289,900	360,400	406,900	419,600
92	290,800	361,800	407,600	419,800
93	291,300	363,300	408,000	420,000
94	292,000	364,600	408,400	420,300
95	292,800	365,900	408,700	420,600
96	293,600	367,100	409,000	420,800
97	294,400	368,100	409,300	421,000
98	295,200	369,100	409,600	421,300
99	296,000	370,100	409,900	421,600
100	296,700	371,100	410,100	421,800
101	297,600	372,000	410,300	422,000
102	298,100	373,000	410,600	422,300
103	298,600	374,000	410,900	422,600
104	299,100	375,000	411,100	422,800
105	299,300	375,800	411,300	423,000
106	299,700	376,700	411,600	
107	300,000	377,600	411,900	
108	300,200	378,600	412,100	
109	300,400	379,400	412,300	
110	300,600	380,400		
111	300,900	381,400		
112	301,200	382,400		
113	301,400	383,000		
114	301,600	383,900		
115	301,800	384,800		
116	302,100	385,700		
117	302,400	386,500		
118	302,700	387,200		
119	303,000	388,000		
120	303,300	388,800		
121	303,400	389,400		
122	303,600	390,200		
123	303,900	390,900		
124	304,200	391,600		
125	304,400	392,200		
126		392,900		
127		393,400		

	128		394,000			
	129		394,700			
	130		395,300			
	131		395,800			
	132		396,300			
	133		396,600			
	134		396,900			
	135		397,200			
	136		397,500			
	137		397,800			
	138		398,100			
	139		398,400			
	140		398,700			
	141		399,000			
	142		399,300			
	143		399,600			
	144		399,900			
	145		400,100			
	146		400,400			
	147		400,700			
	148		400,900			
	149		401,100			
再任用職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000

11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
46	218,700	284,300	363,400	408,300	497,800
47	220,500	285,600	365,700	409,900	499,400
48	222,300	286,800	368,300	411,500	500,900
49	224,000	288,200	370,300	412,800	502,600
50	225,800	290,700	371,300	414,200	504,000
51	227,600	293,100	372,200	415,700	505,400
52	229,300	295,600	373,200	417,100	506,900
53	230,900	297,900	374,000	418,500	508,000
54	232,700	300,300	375,500	419,900	509,200
55	234,500	302,500	376,800	421,300	510,400

56	236, 100	304, 700	378, 400	422, 700	511, 600
57	237, 700	306, 800	379, 300	423, 800	512, 500
58	239, 000	309, 000	379, 900	425, 100	513, 500
59	240, 200	311, 200	380, 700	426, 500	514, 500
60	241, 300	313, 300	381, 500	427, 800	515, 500
61	242, 600	315, 200	382, 300	428, 600	516, 600
62	243, 700	317, 300	382, 900	429, 500	517, 500
63	244, 800	319, 500	383, 600	430, 500	518, 200
64	246, 000	321, 500	384, 300	431, 400	518, 900
65	247, 200	323, 500	385, 000	432, 300	519, 700
66	248, 500	325, 800	385, 700	433, 100	
67	249, 700	327, 300	386, 300	433, 700	
68	250, 700	327, 800	386, 900	434, 500	
69	251, 700	328, 100	387, 600	434, 900	
70	253, 200	328, 600	388, 300	435, 500	
71	254, 700	329, 100	388, 900	436, 000	
72	256, 100	329, 600	389, 500	436, 500	
73	257, 500	329, 900	390, 100	437, 000	
74	258, 900	330, 300	390, 700	437, 600	
75	260, 300	330, 800	391, 300	438, 100	
76	261, 600	331, 300	391, 900	438, 600	
77	262, 700	331, 800	392, 500	439, 100	
78	263, 900	332, 300	393, 000	439, 700	
79	265, 200	332, 800	393, 500	440, 200	
80	266, 400	333, 300	394, 000	440, 700	
81	267, 800	333, 800	394, 700	441, 200	
82	269, 100	334, 300	395, 100		
83	270, 400	334, 800	395, 700		
84	271, 600	335, 300	396, 300		
85	272, 800	335, 800	396, 900		
86	274, 000	336, 200	397, 200		
87	275, 300	336, 700	397, 800		
88	276, 500	337, 100	398, 400		
89	277, 500	337, 600	399, 000		
90	278, 700	338, 000	399, 300		
91	279, 900	338, 500	399, 900		
92	281, 100	338, 900	400, 500		
93	282, 100	339, 400	401, 100		
94	283, 100	339, 800	401, 400		
95	284, 100	340, 300	401, 700		
96	285, 100	340, 700	402, 000		
97	285, 700	341, 200	402, 300		
98	286, 600	341, 600	402, 600		
99	287, 400	342, 000	402, 800		
100	288, 300	342, 400	403, 000		

101	289, 200	342, 800	403, 200
102	289, 900	343, 000	
103	290, 600	343, 200	
104	291, 300	343, 400	
105	292, 000	343, 600	
106	292, 500	343, 800	
107	293, 000	344, 000	
108	293, 500	344, 200	
109	293, 700	344, 400	
110	294, 100	344, 600	
111	294, 400	344, 800	
112	294, 700	345, 000	
113	295, 000	345, 200	
114	295, 300	345, 400	
115	295, 600	345, 600	
116	295, 900	345, 800	
117	296, 200	346, 000	
118	296, 600	346, 200	
119	296, 900	346, 400	
120	297, 300	346, 600	
121	297, 600	346, 800	
122	297, 800		
123	298, 000		
124	298, 200		
125	298, 300		
126	298, 500		
127	298, 700		
128	298, 900		
129	299, 000		
130	299, 200		
131	299, 400		
132	299, 600		
133	299, 700		
134	299, 900		
135	300, 100		
136	300, 300		
137	300, 400		
138	300, 600		
139	300, 800		
140	301, 000		
141	301, 100		
142	301, 300		
143	301, 500		
144	301, 700		
145	301, 800		

	146	302,000				
	147	302,200				
	148	302,400				
	149	302,500				
	150	302,700				
	151	302,900				
	152	303,100				
再任用職員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額を、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200

27	331,400	404,000	458,400	522,000
28	334,200	406,300	460,700	523,800
29	337,000	408,700	462,900	525,700
30	339,400	410,800	465,200	527,500
31	341,800	412,800	467,500	529,300
32	344,200	414,900	469,800	531,100
33	346,600	417,000	471,800	532,700
34	349,100	419,000	473,900	534,500
35	351,500	421,000	476,000	536,200
36	354,000	423,000	478,100	538,000
37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	358,800	427,100	482,000	541,200
39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	477,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	
55	383,400	457,200	509,000	
56	384,300	458,400	510,300	
57	385,300	459,600	511,300	
58	386,200	460,600	512,100	
59	387,000	461,600	512,900	
60	387,900	462,600	513,700	
61	388,700	463,400	514,600	
62	389,200	464,100	515,400	
63	389,700	464,800	516,300	
64	390,200	465,500	517,100	
65	390,500	466,200	518,000	
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	

72			470,900	524,000	
73			471,300	524,800	
74			471,900	525,700	
75			472,600	526,600	
76			473,300	527,300	
77			473,700	528,100	
78			474,300	529,000	
79			474,900	529,900	
80			475,400	530,800	
81			476,000	531,600	
82			476,500		
83			477,000		
84			477,500		
85			477,900		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の984を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000

21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	

66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100
86		287,200	323,100	344,000	
87		287,400	323,300	344,300	
88		287,600	323,700	344,600	
89		288,000	324,100	345,000	
90		288,200	324,500	345,300	
91		288,400	324,900	345,700	
92		288,600	325,300	346,000	
93		289,000	325,600	346,400	
94		289,200	325,800	346,700	
95		289,400	326,200	347,000	
96		289,700	326,500	347,300	
97		290,100	326,700	347,600	
98		290,400	327,000	348,000	
99		290,600	327,300	348,400	
100		290,900	327,600	348,800	
101		291,200	327,800	349,300	
102		291,400	328,100	349,700	
103		291,600	328,500	350,100	
104		291,900	328,700	350,500	
105		292,200	328,800	351,000	
106			329,100	351,400	
107			329,500	351,800	
108			329,700	352,200	
109			329,900	352,700	
110			330,300		

	111			330,700				
	112			331,100				
	113			331,300				
	114			331,700				
	115			332,100				
	116			332,500				
	117			332,700				
	118			333,100				
	119			333,500				
	120			333,900				
	121			334,100				
	122			334,500				
	123			334,900				
	124			335,300				
	125			335,500				
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200

20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	

65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300	
94	279,200	312,700	346,100	364,100		
95	280,100	313,400	346,800	364,500		
96	281,100	314,000	347,400	364,800		
97	282,000	314,700	347,800	365,400		
98	282,800	315,000	348,200	365,900		
99	283,500	315,600	348,700	366,400		
100	284,400	316,300	349,100	366,900		
101	285,200	316,700	349,600	367,500		
102	286,000	317,300	350,000	368,000		
103	286,800	317,900	350,500	368,500		
104	287,600	318,500	350,900	368,900		
105	288,300	318,900	351,200	369,500		
106	288,800	319,400	351,700	370,000		
107	289,300	319,900	352,100	370,500		
108	289,800	320,400	352,400	371,000		
109	290,000	320,800	352,900	371,600		

110	290,300	321,200	353,400	372,000
111	290,500	321,500	353,900	372,500
112	290,900	321,800	354,400	373,000
113	291,200	322,200	354,900	373,600
114	291,400	322,600	355,400	
115	291,800	323,000	355,900	
116	292,100	323,300	356,300	
117	292,400	323,500	356,700	
118	292,700	323,800	357,100	
119	293,000	324,200	357,600	
120	293,400	324,400	358,100	
121	293,700	324,600	358,500	
122	294,100	324,900	359,000	
123	294,400	325,200	359,500	
124	294,800	325,500	360,000	
125	295,000	325,700	360,300	
126	295,200	326,000	360,800	
127	295,500	326,400	361,300	
128	295,900	326,600	361,800	
129	296,100	326,700	362,100	
130	296,400	327,000		
131	296,800	327,400		
132	297,200	327,600		
133	297,400	327,900		
134	297,700	328,300		
135	298,100	328,700		
136	298,400	329,100		
137	298,600	329,400		
138	298,900	329,800		
139	299,300	330,200		
140	299,600	330,600		
141	299,800	330,900		
142	300,200	331,300		
143	300,600	331,600		
144	300,900	332,000		
145	301,000	332,300		
146	301,300	332,700		
147	301,600	333,100		
148	302,000	333,500		
149	302,200	333,800		
150	302,400	334,200		
151	302,700	334,600		
152	303,000	335,000		
153	303,400	335,300		
154	303,600	335,700		

	155	303,800	336,100					
	156	304,100	336,500					
	157	304,400	336,800					
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	144,700	217,600	262,600	312,100	350,600
	2	146,000	219,300	264,400	314,300	353,000
	3	147,300	220,800	266,200	316,500	355,400
	4	148,600	222,300	268,000	318,700	357,900
	5	149,700	223,700	269,300	321,000	360,300
	6	151,200	225,400	271,200	322,900	363,400
	7	152,800	227,100	273,000	324,800	366,600
	8	154,300	228,800	274,800	326,600	369,600
	9	155,600	230,300	276,400	328,400	372,500
	10	157,100	232,000	278,900	330,900	375,600
	11	158,600	233,800	281,200	333,300	378,700
	12	160,200	235,500	283,500	335,800	381,800
	13	161,600	237,100	286,100	338,000	384,700
	14	163,300	238,900	288,700	340,500	387,400
	15	165,000	240,700	291,100	343,000	390,200
	16	166,700	242,400	293,500	345,500	392,900
	17	168,300	244,100	296,000	347,900	395,800
	18	170,200	246,000	298,300	350,400	397,800
	19	172,100	247,900	300,600	352,800	399,800
	20	174,000	249,600	302,900	355,300	401,900
	21	175,700	251,200	305,100	357,700	403,600
	22	177,500	252,600	306,300	360,100	405,600
	23	179,300	254,100	307,600	362,300	407,500
	24	181,100	255,800	308,900	364,700	409,500
	25	183,800	257,500	310,200	367,000	411,300
	26	186,000	259,400	312,000	369,400	412,900
	27	188,200	261,100	313,600	371,800	414,700
	28	190,400	262,700	315,300	374,100	416,400
	29	192,500	264,000	316,800	376,300	417,600
	30	194,400	265,800	318,500	378,400	419,200
	31	196,300	267,500	320,300	380,600	420,800

32	198,200	269,200	322,000	382,700	422,400
33	200,000	270,800	323,600	384,600	424,000
34	201,600	272,300	325,200	386,400	425,300
35	203,200	273,800	326,600	388,100	426,600
36	204,800	275,300	328,200	389,900	427,800
37	206,400	276,800	329,700	391,800	429,000
38	208,000	278,200	331,300	393,200	430,000
39	209,400	279,600	332,900	394,700	431,000
40	211,000	281,100	334,400	396,200	432,000
41	212,300	282,700	335,900	397,000	432,400
42	213,700	284,100	337,400	398,300	433,000
43	215,100	285,600	338,900	399,600	433,700
44	216,400	287,100	340,400	401,000	434,400
45	217,400	288,600	341,900	402,400	435,000
46	218,800	290,000	343,300	403,800	435,300
47	220,200	291,400	344,700	405,200	435,900
48	221,600	292,800	346,100	406,500	436,500
49	222,900	294,000	347,200	407,800	437,000
50	224,200	295,200	348,600	408,700	437,700
51	225,600	296,400	350,100	409,600	438,400
52	227,000	297,700	351,500	410,500	439,100
53	228,300	299,000	352,900	410,700	439,700
54	229,800	300,100	354,300	411,100	440,400
55	231,200	301,200	355,600	411,600	441,100
56	232,500	302,300	357,000	412,100	441,700
57	233,700	303,400	357,900	412,500	442,100
58	234,700	304,400	359,100	412,700	442,800
59	235,400	305,500	360,300	413,300	443,500
60	236,500	306,600	361,600	413,800	444,200
61	237,300	307,600	362,700	414,300	444,600
62	238,600	308,500	363,300	414,900	444,900
63	239,700	309,600	363,900	415,500	445,200
64	240,900	310,600	364,500	416,100	445,500
65	241,700	311,500	364,900	416,700	445,700
66	243,100	312,400	365,400	417,300	446,000
67	244,300	313,200	365,900	417,800	446,300
68	245,800	314,100	366,400	418,400	446,600
69	246,800	315,000	366,600	419,000	446,800
70	248,300	315,700	366,900	419,500	447,100
71	249,700	316,400	367,300	420,100	447,400
72	251,000	317,100	367,600	420,700	447,600
73	252,500	317,400	368,100	421,200	447,800
74	254,000	317,900	368,300	421,800	
75	255,500	318,400	368,800	422,300	
76	256,900	318,900	369,300	422,900	

77	258, 100	319, 500	369, 800	423, 400
78	259, 500	320, 000	370, 300	424, 000
79	260, 900	320, 600	370, 800	424, 700
80	262, 200	321, 200	371, 300	425, 300
81	263, 300	321, 800	371, 800	425, 600
82	264, 700	322, 200	372, 200	426, 200
83	266, 100	322, 600	372, 700	426, 900
84	267, 500	322, 900	373, 200	427, 500
85	268, 700	323, 100	373, 600	427, 900
86	270, 000	323, 400	374, 100	428, 400
87	271, 100	323, 700	374, 500	429, 100
88	272, 400	324, 000	375, 000	429, 800
89	273, 700	324, 300	375, 500	430, 000
90	274, 900	324, 600	376, 000	
91	276, 100	324, 800	376, 500	
92	277, 200	325, 100	377, 000	
93	278, 200	325, 300	377, 300	
94	279, 100	325, 500	377, 700	
95	280, 000	325, 900	378, 200	
96	280, 900	326, 300	378, 600	
97	281, 800	326, 500	379, 100	
98	282, 500	326, 800	379, 400	
99	283, 200	327, 200	379, 900	
100	283, 800	327, 600	380, 300	
101	284, 400	327, 700	380, 900	
102	285, 000	327, 900		
103	285, 600	328, 100		
104	286, 100	328, 400		
105	286, 700	328, 700		
106	287, 300	329, 000		
107	287, 900	329, 200		
108	288, 500	329, 500		
109	288, 900	329, 800		
110	289, 200	330, 100		
111	289, 600	330, 400		
112	290, 100	330, 700		
113	290, 400	330, 900		
114	290, 800			
115	291, 200			
116	291, 500			
117	291, 700			
118	292, 100			
119	292, 500			
120	292, 900			
121	293, 100			

	122	293,300				
	123	293,600				
	124	293,900				
	125	294,300				
	126	294,600				
	127	294,800				
	128	295,000				
	129	295,300				
再任用職員		227,200	229,300	277,300	318,000	346,800

備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第12条の2 管理職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1） <u>前条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理若しくは監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員（以下「管理監督職員」という。）又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で企業管理規程で</u></p>	<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第12条の2 <u>前条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で企業管理規程で定める日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p>

<p>定める日（以下「<u>週休日等</u>」という。）に勤務した<u>場合</u></p> <p>(2) <u>管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</u></p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員（非常勤職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員（非常勤職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項又は附則第12項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(無給休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(無給休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項又は附則第12項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p>

<p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項又は<u>附則第12項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
--	---

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 管理職員特別勤務手当は、<u>次に掲げる場合</u>に支給する。</p> <p>(1) <u>第5条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理若しくは監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員（以下「管理監督職員」という。）又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で企業管理規程で定める日（以下「週休日等」という。）に勤務した場合</u></p> <p>(2) <u>管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 管理職員特別勤務手当は、<u>第5条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で企業管理規程で定める日に勤務した場合</u>に支給する。</p>

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の113」とあるのは「<u>100分の139</u>」と、「<u>100分の137</u>」とあるのは「<u>100分の162</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の113」とあるのは「100分の139」と、「<u>100分の132</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>

第10条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の979</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>392,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>452,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>514,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>594,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>691,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>789,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額	1	<u>392,000円</u>	2	<u>452,000円</u>	3	<u>514,000円</u>	4	<u>594,000円</u>	5	<u>691,000円</u>	6	<u>789,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の964</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>398,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>459,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>522,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>605,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>704,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>804,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額	1	<u>398,000円</u>	2	<u>459,000円</u>	3	<u>522,000円</u>	4	<u>605,000円</u>	5	<u>704,000円</u>	6	<u>804,000円</u>
号 給	給料月額																												
1	<u>392,000円</u>																												
2	<u>452,000円</u>																												
3	<u>514,000円</u>																												
4	<u>594,000円</u>																												
5	<u>691,000円</u>																												
6	<u>789,000円</u>																												
号 給	給料月額																												
1	<u>398,000円</u>																												
2	<u>459,000円</u>																												
3	<u>522,000円</u>																												
4	<u>605,000円</u>																												
5	<u>704,000円</u>																												
6	<u>804,000円</u>																												

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。

号 給	給料月額
1	326,000円
2	362,000円
3	390,000円

3～7 略

（給与条例の適用除外等）

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の115.5」とあるのは「100分の143」と、「100分の134.5」とあるのは「100分の158」とする。

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。

号 給	給料月額
1	330,000円
2	367,000円
3	396,000円

3～7 略

（給与条例の適用除外等）

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の113」とあるのは「100分の139」と、「100分の137」とあるのは「100分の162」とする。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第11条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する</p>

る条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の113」とあるのは「100分の139」と、「100分の137」とあるのは「100分の162」とする。

る条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の113」とあるのは「100分の139」と、「100分の132」とあるのは「100分の155」とする。

第12条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の979</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>370,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>418,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>470,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>531,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>606,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>708,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;"><u>828,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付</p>	号 給	給料月額	1	<u>370,000円</u>	2	<u>418,000円</u>	3	<u>470,000円</u>	4	<u>531,000円</u>	5	<u>606,000円</u>	6	<u>708,000円</u>	7	<u>828,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の964</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>375,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>424,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>477,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>541,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>617,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>721,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;"><u>844,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付</p>	号 給	給料月額	1	<u>375,000円</u>	2	<u>424,000円</u>	3	<u>477,000円</u>	4	<u>541,000円</u>	5	<u>617,000円</u>	6	<u>721,000円</u>	7	<u>844,000円</u>
号 給	給料月額																																
1	<u>370,000円</u>																																
2	<u>418,000円</u>																																
3	<u>470,000円</u>																																
4	<u>531,000円</u>																																
5	<u>606,000円</u>																																
6	<u>708,000円</u>																																
7	<u>828,000円</u>																																
号 給	給料月額																																
1	<u>375,000円</u>																																
2	<u>424,000円</u>																																
3	<u>477,000円</u>																																
4	<u>541,000円</u>																																
5	<u>617,000円</u>																																
6	<u>721,000円</u>																																
7	<u>844,000円</u>																																

職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「 <u>100分の115.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の143</u> 」と、「 <u>100分の134.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の158</u> 」とする。	職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「 <u>100分の113</u> 」とあるのは「 <u>100分の139</u> 」と、「 <u>100分の137</u> 」とあるのは「 <u>100分の162</u> 」とする。
---	---

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第13条 職員の修学部分休業に関する条例(平成16年鳥取県条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(修学部分休業取得中の給与の減額) 第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(修学部分休業取得中の給与の減額) 第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項又は附則第12項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第8条まで、第10条、第12条及び第13条並びに附則第4項から第9項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第9条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例及び第11条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第9条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例又は第11条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第9条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例又は第11条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第9条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例又は第11条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める額）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 切替日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第29号）附則第5項の規定の適用を受けていた者 同項の規定の適用がなかったとした場合に同日において受ける給料月額
- (2) 切替日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第41号）附則第2項の規定の適用を受けていた者 同項の規定の適用がなかったとした場合に同日において受ける給料月額。ただし、平成28年3月31日までは、切替日の前日において受けていた給料月額とする。
- (3) 次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上であるもの（その号給がその職務の級における最低の号給である者を除く。以下「特定職員」という。） 切替日の前日において受けていた給料月額に100分の98.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める特定職員にあっては、その額に、同日において受けていた給料月額に100分の1.5を乗じて得た額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）。ただし、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）の前日までは、切替日の前日において受けていた給料月額とする。

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
公安職給料表	7級
教育職給料表(1)	4級
教育職給料表(2)	4級
研究職給料表	4級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	6級
海事職給料表	5級

- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年鳥取県条例第 号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。
 - (1) 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第16条の4第5項（第16条の7第4項において準用する場合を含む。）
 - (2) 任期付研究員の採用等に関する条例第6条第6項
 - (3) 任期付職員の採用等に関する条例第7条第5項
(地域手当及び単身赴任手当に関する経過措置)
- 9 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第9条の2第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
-------------	---------	-------------------------------

第9条の2第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の3	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(人事委員会への委任)

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

条例名等	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 一般職の職員に準じた知事等及び教育長の期末手当の支給割合の引上げその他所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正 ア 知事等の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる。 イ 知事の給料の月額を1,117千円(現行 1,178千円)に引き下げる。 (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 教育長の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる。 (3) 知事等の退職手当に関する条例の一部改正 知事の退職手当の支給割合を勤続期間1月につき100分の60(現行 100分の50)に引き上げる。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は公布日とする。ただし、2(1)イ及び(3)の事項は、知事の任期満了日の翌日(平成27年4月13日)とする。 (2) 平成27年4月12日以前の在職期間に係る知事の退職手当の額について、経過措置を設ける。</p>

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の131、12月に支給する場合においては<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の131、12月に支給する場合においては<u>100分の140</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の133.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第1(第2条、第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>月額 <u>1,117,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,117,000円</u>	略		<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の131、12月に支給場合においては<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第1(第2条、第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>月額 <u>1,178,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,178,000円</u>	略	
区分	報酬又は給料の額												
知事	月額 <u>1,117,000円</u>												
略													
区分	報酬又は給料の額												
知事	月額 <u>1,178,000円</u>												
略													

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の131、12月に支給する場合には<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の131、12月に支給する場合には<u>100分の140</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

第4条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の133.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の131、12月に支給する場合には<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の60</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の50</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条並びに附則第4項の規定は、平成27年4月13日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び第3条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び第3条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び第3条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び第3条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(知事の退職手当に関する経過措置)

4 知事としての勤続期間（知事等の退職手当に関する条例第2条第2項の規定によりその者に支給された退職手当の算定の基礎となった勤続期間を除く。）のうち平成27年4月13日（以下「切替日」という。）前の期間のある者が退職した場合に支給する退職手当の額は、第5条の規定による改正後の同条例第3条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が切替日の前日において退職したとしたならば第5条の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例第3条第1項の規定により支給される退職手当の額

(2) その者の切替日以後の知事としての勤続期間を基礎として、第5条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例第3条第1項の規定により算定した退職手当の額

